

甲府交通安全協会



JR甲府駅前における
飲酒運転防止広報啓発活動

南甲府交通安全協会



酒類提供店に対する
飲酒運転防止の啓発活動

南アルプス交通安全協会



春の全国交通安全運動出発式

甲斐葦崎交通安全協会



交通事故防止街頭活動

北社交通安全協会



春の全国交通安全運動出発式

鰍沢交通安全協会



交通安全街頭活動に
御当地キャラも応援

南部交通安全協会



交通安全街頭活動に児童も参加

笛吹交通安全協会



交通事故防止街頭活動

日下部交通安全協会



地元の小学校に黄色い傘を寄贈

富士吉田交通安全協会



交通事故防止街頭活動出発式

大月交通安全協会



道の駅での広報啓発活動

上野原交通安全協会



交通事故防止街頭活動

高齢者講習はお済みですか？



70歳以上の方

午前中に「高齢者講習」を受講し、更新期間内であれば、その日のうちに免許更新が可能です

お申し込み・お問い合わせは
山梨自動車学校まで

更に75歳以上の方

「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習」が、午前中に終了すれば、その日の午後の免許更新が可能です※

※午前中の受講日は曜日が限定されます

TEL 055-269-5110 (高齢者講習専用)



一般財団法人 山梨県交通安全協会

発行所 山梨県交通安全活動推進センター
TEL 055 (280) 5550
〒400-0202 南アルプス市下高砂847
https://www.yamanashi-ankyo.jp

やまなし

CONTENTS

P1 …夏の事故防止県民運動

P1 …小学生交通安全ポスターコンクール作品募集

P2 …飲酒運転の防止

P3 …自転車の適正利用を

P4 …各地区交通安全協会の交通安全活動状況

夏の交通事故防止県民運動

令和7年 7月21日(月)～8月20日(水)



いよいよ夏も本番を迎えます。この時期は、夏休みやお盆休みなどを利用して外出する機会が増えることと思いますが、私達や大切な人々が交通事故に遭うことのないよう、県民一人ひとりが交通ルールやマナーを守って交通事故を防ぎましょう。

交通安全ポスター 募集



山梨県総合交通センターへの展示の様子

令和6年度「第6回交通安全ポスターコンクール」



〈最優秀賞〉
上野小学校
木内心桜さん

〈優秀賞〉
舞鶴小学校
小林千花さん

〈優秀賞〉
加納岩小学校
小林百桃さん

(一財)山梨県交通安全協会では、毎年、秋の全国交通安全運動に合わせて交通安全をテーマにしたポスターを県内の小学生から募集しています。

昨年は200点近い応募を頂き、交通安全運動期間中、低学年・高学年別に入選した各20作品を山梨県総合交通センターに展示しました。今年も、学校ごとに募集を呼び掛けていますので、奮って御応募ください。

優秀作品には作者と小学校に図書カードを贈呈いたします。また、奨励賞や参加賞も用意しています。

山梨県交通安全メインスローガン

守るのは マナーと家族と 君の明日(あす)

飲酒運転を防止しましょう!!

飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。また、酒に弱いと言われる人だけでなく、酒に強いと言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼすことが各種調査研究により明らかになっていますので、**飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません。**

飲酒運転根絶



ハンドルキーパー

あなたも参加しませんか!

ハンドルキーパーは、自動車運転と飲酒運転などを行う機会にお酒を飲まないで、仲間も自宅まで送り届ける人のことです。

(財)全日本交通安全協会・(財)日本フードサービス協会・(財)日本自動車連盟

山梨県交通安全協会は



Instagramを始めました

どうぞ御覧ください

山梨県交通安全協会では、Instagramを始めました。年間を通じて行っている様々な交通安全活動の様子を載せています。スマートフォンで御覧になる場合は、右のQRコードを御利用ください。

山梨県交通安全協会のInstagramは、こちらから



皆様の会費が様々な交通安全活動に役立てられています

山梨県交通安全協会では、運転免許を新規に取得した時や更新した時などの際に交通安全協会への入会や更新についてお願いしております。会員の方々からお預かりした会費は、悲惨な交通事故を防ぐための貴重な財源として、様々な交通安全活動に使わせていただいております。当協会の活動に、御理解と御協力をお願いします。また、会員の皆様には、各種特典を御用意しておりますので、是非、御活用ください。

交通安全活動

- 交通安全運動の実施
- 飲酒運転撲滅運動の実施
- 交通安全推進県民大会の開催
- 交通安全こども自転車大会の開催
- 小学生交通安全ポスターコンクールの開催
- 中学生交通安全弁論大会の開催
- 高校生交通安全テレビCMコンテストの開催
- 高齢者交通安全グラウンド・ゴルフ大会の開催
- 広報紙(交通安全情報やまなし)の発行
- 新聞、テレビ、ラジオ等による交通安全広報
- 街頭活動、交通安全啓発グッズの配布
- 視覚障害者用信号機付加装置の設置
- 交通安全講習の実施
- 交通安全DVD、交通安全教育器材等の貸し出し
- 地区交通安全協会への支援



会員特典

- 協賛店制度(現在81店舗)
- 交通事故に関連した弁護士による無料相談
- 高齢者講習の方への「安協更新サポート通信」の送付
- 運転免許証ケース進呈
- 入会記念品進呈
- 交通事故見舞金制度
- 免許証自主返納時の運転経歴証明書等の費用助成
- 緊急脱出用ハンマーの割引販売
- チャイルドシートの無料貸し出し

詳しくは山梨県交通安全協会のホームページを御覧ください▶



自転車は車の仲間です

交通ルールを守って安全運転に努めましょう!

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



酒気帯び運転および助動



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**6年以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

出典:警察庁ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R6_leaflet_jitensya.pdf)

来年4月から交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

令和8年4月から、自転車等に対する交通反則通告制度が適用されます。対象年齢は16歳以上で、対象となる違反行為は、

- ✕携帯電話の使用等(保持)
- ✕遮断踏切立ち入り
- ✕信号無視
- ✕車道の右側通行
- ✕一時不停止
- ✕徐行せずに歩道通行

など113種類になります。我々の身近にある自転車は軽車両であり、道路交通法等が適用されます。交通ルールを守って安全運転に努めましょう。

自転車を運転する際には▶▶

- 自転車保険に加入しておきましょう(令和2年10月1日から山梨県条例を制定)
- ヘルメットを正しく着用しましょう(令和5年4月1日から全年齢を対象に努力義務化)